

坂出市広報誌広告掲載取扱要領

平成22年4月1日

要綱第6号

坂出市広報誌広告掲載取扱要領（平成21年坂出市要綱第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、坂出市広告掲載要綱（平成20年坂出市要綱第11号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が発行する広報さかいで（以下「広報誌」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載位置、規格等）

第2条 広告は、市が指定する位置に掲載するものとする。

（広告の募集等）

第3条 広告の募集は、原則として公募によるものとし、次に掲げる事項を広報誌、市ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

（1） 広告の規格および掲載位置

（2） 広告料

（3） 前2号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めるときは、広告代理業を営む者（以下「広告取扱事業者」という。）に入札等により広告枠を販売することができる。

（広告掲載の申込み）

第4条 前条第1項の規定により広告掲載を申し込もうとする者（以下「掲載申込者」という。）は、坂出市広報誌広告掲載申込書（様式第1号。以下「掲載申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する広報誌の発行日の4月前から前々月20日までに市長に申し込むものとする。

（1） 広告の原案

（2） 会社概要、事業内容等がわかるもの

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（掲載申込者の広告掲載の決定）

第5条 市長は、前条の掲載申込書を受理したときは、要綱およびこの要領の規定に基づき速やかに審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、申込み時において、掲載申込者の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税および介護保険料の滞納

が確認されたときは、当該掲載申込書を受理しないものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行う際、必要があると認めるときは、坂出市広告審査委員会の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により掲載の可否を決定したときは、その旨を速やかに坂出市広告掲載決定通知書（様式第2号）により掲載申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の仕様、内容等の変更を指示し、または必要な条件を付すことができる。

（広告掲載審査の申込み）

第6条 第3条第2項の規定により広告枠の販売を受けた広告取扱事業者が、購入した広告枠に広告を掲載しようとするときは、当該広告が要綱およびこの要領に違反していないことを確認のうえ、坂出市広報誌広告掲載審査申込書（様式第3号。以下「掲載審査申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する広報誌の発行日の4月前から前々月20日までに市長に申し込むものとする。

- （1） 広告の原案
- （2） 広告掲載の対象となる者（以下「広告掲載対象者」という。）の会社概要、事業内容等がわかるもの
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（広告取扱事業者の広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条の掲載審査申込書を受理したときは、要綱およびこの要領の規定に基づき速やかに審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、申込み時において、広告掲載対象者の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税および介護保険料の滞納が確認されたときは、市長は当該掲載審査申込書を受理しないものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行う際、必要があると認めるときは、坂出市広告審査委員会の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により掲載の可否を決定したときは、その旨を速やかに坂出市広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込みを行った広告取扱事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の仕様、内容等の変更を指示し、または必要な条件を付すことができる。

（譲渡等の禁止）

第8条 第5条第3項の規定により掲載決定を受けた掲載申込者および第7条第3項の規定により

掲載決定を受けた広告取扱事業者（以下「決定通知受領者」という。）は、掲載を許可された権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

（原稿等）

第9条 決定通知受領者は、広告の掲載を希望する広報誌の発行日の前月5日までに版下原稿を市長に提出しなければならない。

- 2 広告の版下原稿の作成に伴う費用は、決定通知受領者の負担とする。
- 3 掲載広告の印刷校正は、決定通知受領者が行うものとする。
- 4 掲載広告に関する責任は、決定通知受領者が負うものとする。

（広告掲載決定の取消し）

第10条 市長は、広告の掲載決定後においても、次の各号の一に該当する場合は、広告の掲載決定を取り消すことができる。この場合において、決定通知受領者に損害が生じても、市はその補償の責めを負わないものとする。

- （1）第5条第4項または第7条第4項の規定による変更の指示および条件に従わないとき。
 - （2）版下原稿を前条第1項に規定する期限までに提出しなかったとき。
 - （3）その他広報誌への広告掲載が適切でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載決定を取り消したときは、坂出市広報誌広告掲載決定取消通知書（様式第4号）により決定通知受領者に通知するものとする。

（広告料）

第11条 広告料は、次に掲げる事項を勘案して市長がその都度定める金額とする。

- （1）広報誌の作成経費
- （2）広告の掲載位置
- （3）広告の規格
- （4）疑似広告の市場価格
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（広告料の納付等）

第12条 広告料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、決定通知受領者および広告掲載対象者の責めに帰すことができない事由により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

（市ホームページへの掲載）

第13条 市がインターネット上に公開している公式ホームページに掲載する広報さかいでは、広

告を掲載しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月1日要綱第1号)

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

付 則 (平成24年4月1日要綱第37号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

坂出市長 殿

掲載申込者

住所

氏名

印

坂出市広報誌広告掲載申込書

坂出市広報誌広告掲載取扱要領第4条の規定に基づき、下記の広告掲載を申し込みます。なお、申込みにあたり、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税および介護保険料の納付状況について市が調査することに対して同意します。

記

所在地（住所）	〒
名称（氏名）	
代表者職・氏名	
担当部署名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
広告の掲載内容	※内容審査のため広告原稿・デザイン等の見本を別途添付してください。
広告掲載号	年 月号
備考	

年 月 日

様

坂出市長

坂出市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました広報誌広告掲載について，下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 掲載する
(広告掲載対象者名)

掲載しない(理由)

2 広告掲載号 年 月 号

3 版下原稿の提出期限 年 月 日

4 備考

坂出市長 殿

広告取扱事業者

住所

氏名

印

坂出市広報誌広告掲載審査申込書

坂出市広報誌広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、下記の広告掲載の審査を申し込みます。

記

■広告掲載対象者の情報欄

所在地（住所）	〒
名称（氏名）	
代表者職・氏名	
担当部署名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
広告の掲載内容	※内容審査のため広告原稿・デザイン等の見本を別途添付してください。
広告掲載号	年 月号
備考	

（広告掲載対象者 同意欄）

私は、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税および介護保険料の納付状況について市が調査することならびにその結果に関する情報を市が上記広告取扱事業者に対して提供することに対して同意します。

名称

氏名

印

年 月 日

_____様

坂出市長

坂出市広報誌広告掲載決定取消通知書

年 月 日付で通知しました広報誌広告掲載決定について、取り消しましたので通知します。

掲載決定を取り消す月 _____月

掲載決定を取り消す広告掲載対象者 _____

取消しの理由